

東京都文化財 防災・防犯ガイドライン

令和8年3月

東京都教育委員会

目次

第1 文化財の防災・防犯対策の必要性	2
第2 対象となる文化財	2
第3 文化財に損害を与えるリスク	5
1 災害によって被害を受ける文化財	6
2 都における文化財の防災の考え方	6
第4 防災対策	8
1 平時からの備え	8
2 災害発生時の対応	8
3 復旧への対応	10
第5 防犯対策	10
参考資料1 東京における主な災害	12
1 資料に残る東京における主な災害	12
2 近年の文化財の被災事例	13
(1) 国分寺市被災瓦礫等修復事業	13
(2) 三宅島噴火に伴う文化財避難	13
参考資料2 文化財の防火対策	15
教育委員会等と連携した防火対策の推進について（通知）	15

第1 文化財の防災・防犯対策の必要性

東京における災害は過去の歴史ではなく、平成や令和の時代にあっても地震、大雨、台風などの自然災害や盗難、き損などの人為的な事故が発生しており、文化財にも少なからず被害が及んでいる。

有形の文化財はもちろん、無形の文化財の衣装、道具類など、その素材は木や紙、布など脆弱なものが多く、災害による被害を受けやすいことから、文化財に被害を与えるリスクを踏まえ、防災・防犯の対策を十分に行うとともに災害等が発生した場合には、迅速かつ適切な対応を行い都民・国民にとって貴重な財産である文化財を確実に保存・継承していくことが重要である。

特に東京には、国公立の博物館・美術館をはじめ、私立の美術館等も数多くあり貴重な文化財が保管されている。また、各種の展覧会では国内外の文化財や美術作品等が展示されるなど、膨大な数の文化財が存在していることから、災害から文化財を守るための対策を講じることが必要である。

さらに、都の都心部では人口が集中する一方で、一部の地域においては、人口減少や高齢化の進行に伴う人口構造の変化により、地域コミュニティの維持や文化財の保存・継承を担う人材の確保が課題となっている。特に、島しょ部ではその傾向が顕著である。文化財の防災・防犯対策は地域の実情に合わせた対策が求められている。

「東京都文化財防災・防犯ガイドライン」は、東京都地域防災計画にも位置づけられた文化財の安全対策を講じるため、東京都教育委員会が担う役割を明文化するとともに、平時の備えと災害発生時における文化財の所有者及び区市町村と連携した取組や関係機関・専門家等との広範な連携体制に関する役割、対策・考え方などをまとめたものである。

今後、都は本ガイドラインに基づき、文化財の種類ごとにマニュアルを作成していく。

第2 対象となる文化財

文化財は、文化財保護法（以下「法」という。）第2条において有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6つに類別されており(表1)、これらの文化財について「政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない」（法第3条）と定められている。

表 1 文化財の類別と具体例

具体例は、東京都文化財指定基準(平成 19 年改正)から抽出

有形文化財	建造物		建築物（社寺、城郭、住宅、公共施設等）、工作物（石塔、鳥居等）、建造物の模型、厨子、仏壇等
	美術工芸品	絵画	絵画
		彫刻	彫刻
		工芸品	陶磁器、漆器、金工、染織、木工
		書跡・典籍	書跡類、典籍類、写本類（和書、漢籍、仏典、洋書の原本又はこれに準ずる写本）、版本類（版木を含む。）
		古文書	日記、記録類（絵図又は系図類を含む。）の原本又はこれに準ずる写本、木簡、印章、金石文
		考古資料	土器、陶器、石器、金属器、古墳・遺跡出土品、木製品
	歴史資料	政治、経済、社会、文化等の事象に関する遺品、歴史上重要な人物に関する遺品等	
無形文化財	芸能		音楽、舞踊、演劇等
	工芸技術		陶芸、染色、漆芸、金工等
民俗文化財	有形の民俗文化財		衣服、農具、漁猟具、運搬具、船、計算用具、看板、店舗、祭祀具、暦類、医療用具、教育施設、衣裳、楽器、面、人形、玩具、舞台、冠婚葬祭用具、正月用具、節句用具、盆用具等
	無形の民俗文化財		風俗慣習
			民俗芸能
			民俗技術
記念物	史跡		貝塚、集落跡、墳墓、城館、国府跡、屋敷、社寺、治水施設、商業・金融施設、生産施設
	旧跡		墓石、石碑等
	名勝		公園、庭園、橋梁、築堤等、洞穴、峡谷、瀑布、湿原、湧泉、海浜、島嶼、火山、温泉、山岳、展望地点
	天然記念物	動物	動物及び生息地、動物群聚、動物標本
		植物	名木、巨樹、奇形樹、並木、社叢、植物帯及び特異地域の植物群落、稀有又は絶滅の恐れがある植物の自生地
		地質鉱物	岩石、鉱物及び化石の産出状態、地層の褶曲及び衝上、風化及び侵蝕による地質現象、硫気孔及び火山活動によるもの、特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本
		天然保護区域	原生林
文化的景観			農耕、採草・放牧、森林の利用、漁ろう水の利用、採掘・製造に関する景観地、流通・往来、居住に関する景観地
伝統的建造物群			城下町、宿場町、門前町など歴史的な集落・町並み

法は、これらの文化財のうち重要なものを重要文化財等に指定（法第 27、71、78、109、134、142 条）するとともに、その管理、保護、公開等について定めている。都教育委員会は都の区域内に存する文化財のうち、国指定文化財を除いたもののうち都にとって重要なものについて都指定文化財として指定（法第 182 条第 2 項、東京都文化財保護条例第 4 条）するとともに、その保護等を行っている。さらに区市町村は、区域内に存する文化財のうち、地域にとって重要なものを指定、登録、若しくは選定する等、その保護を行っている。こうした指定等がなされた文化財の防災・防犯対策については、法や都条例、区市町村条例により保護等の措置が図られており、所定の手続きに則って行われている。

文化財の中には、法令による指定等は受けていないが、例えば、区市町村の博物館や大学等の機関、法人、地域団体及び個人が所蔵し、目録を備える等、資料群として把握され、地域で大切に守り伝えられている文化財（以下「未指定文化財」という。）もある。また、土地に埋蔵されている文化財（埋蔵文化財）や文化財を次世代へ継承する上で欠かせない文化財の材料製作・修理等の伝統的な保存技術もある。これらの未指定文化財についても、ひとたび被災するとその価値が損なわれたり、継承の危機に陥ることから、適切な処置がとられるよう努める必要がある。

本ガイドラインで対象とする文化財は、法令によって指定、登録、選定されている「指定等文化財」とそれ以外の「未指定文化財」とする。（図 1）

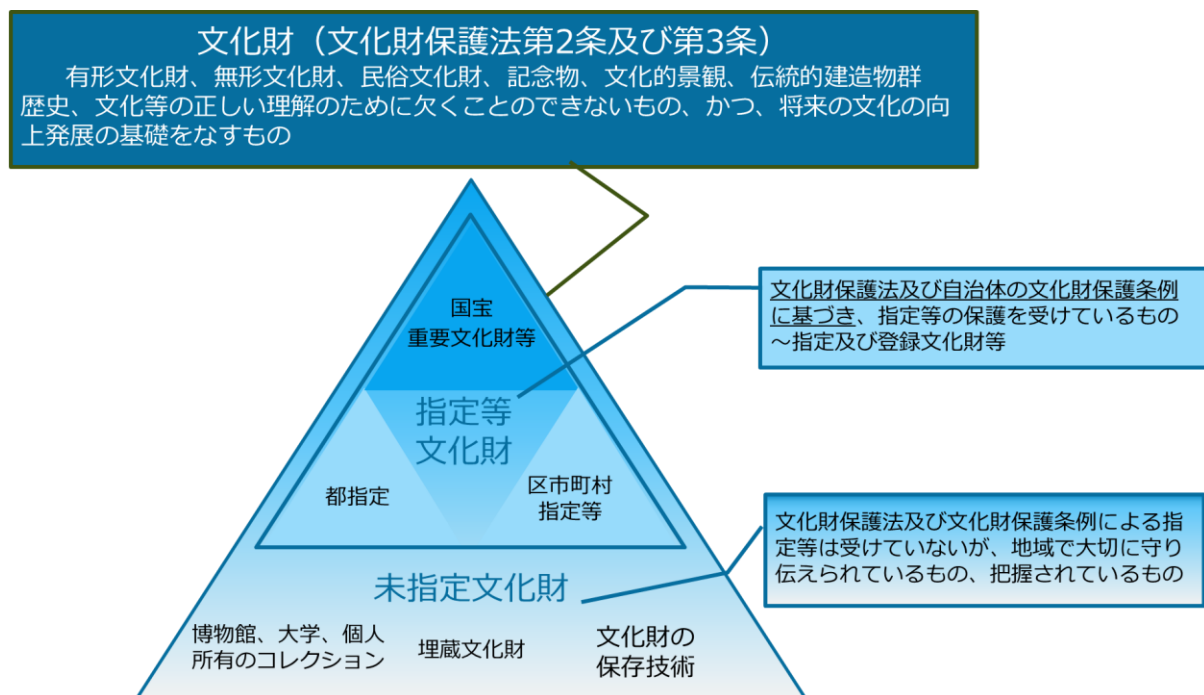


図 1 文化財の定義

第3 文化財に損害を与えるリスク

都における文化財に被害を与えるリスクは、大地震や大型台風などの激甚災害のみならず、特に島しょ地域（伊豆諸島、小笠原諸島）では、地震による津波や火山噴火による文化財への被害も懸念される。大島（1990年）や三宅島（2013年）の噴火やそれに伴う全島民の避難についてはテレビ等の報道もなされ、多くの人々の記憶に残る。

一方、過去、都内では火災や落書き、美術工芸品の盗難等、様々な人為的な事件・事故による文化財被害も少なからず発生している。また、文化財のき損（破壊）は、文化財の移動時や観覧者による接触など、故意ではない状況でも発生することがある。

さらに、近年の新型コロナウイルス感染症の影響で、歌舞伎等の伝統芸能、祭り等の民俗芸能などの行事が中止され、無形の文化財の存続が危ぶまれた。また、感染症対策で人々が集まるところに設置されるアルコール類の備蓄、博物館や埋蔵文化財センターなど考古遺物等を処理するために使用するアセトン類等の化学物質の取扱い、保管方法などについても一定の配慮が必要である。

このように文化財に周辺に存在する様々なリスクを想定することが、対策を検討する上での第一歩である。

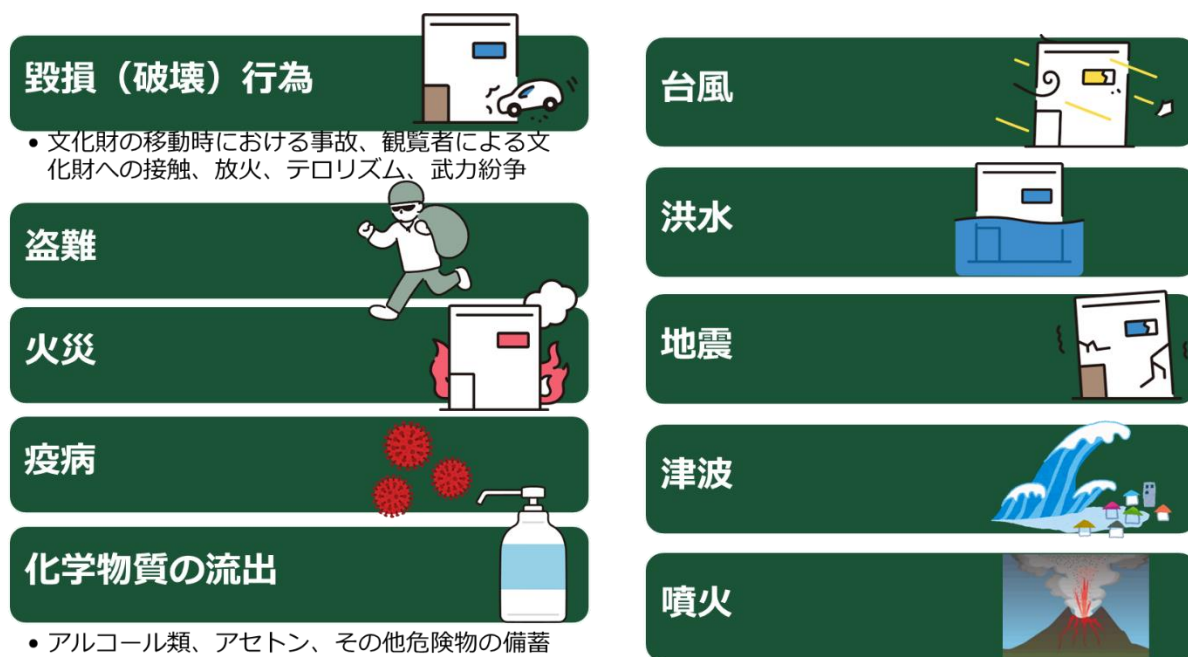


図2 都における文化財に損害を与えるリスク

本件の分類は、国際博物館会議（ICOM）『ミュージアムにおける非常事態措置に関する災害レジリエンス』を参考に分類し、加工

1 災害によって被害を受ける文化財

災害対策基本法においては、「災害」を「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑り、その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」と定義している。

ここに定義される災害は、一次災害として発生する場合もあるが、地理的環境をはじめとする諸条件によっては、ある災害が原因となり二次災害として発生する場合もある。例えば火災はそれ自体単独で発生する場合もあるが、地震がもたらす家屋の破壊から発生し拡大する場合がある。

また、近年の新型コロナウイルス感染症拡大のような疫病を災害と捉える見方もある。疫病が文化財に与える影響は、コミュニティの消失など、地域によっては無形文化財等の継承に危機をもたらす可能性がある。

文化財の種類によって、災害でどのような被害を受けるかをあらかじめ予測し、対策を検討する必要がある。

《災害によって被害を受ける文化財》

動産文化財：美術工芸品、古文書、歴史資料、考古資料、民俗資料等

- 博物館・美術館・資料館・社寺・個人住宅等の施設の倒壊、浸水等により被災
- 施設に被害はないが、内部に展示・保管されている資料が地震の揺れにより転倒し被災

不動産文化財：建造物、史跡、名勝、天然記念物等

- 地震、津波、火災等により被災

無形文化財：民俗芸能・工芸技術等

- 地震による地域全体の家屋の倒壊・焼失、津波による家屋の流失等で住民が離散し、コミュニティが消失
- 道具類を保管する施設の焼失等により、民俗芸能などが途絶える
- 疫病によるコミュニティの消失

2 都における文化財の防災の考え方

地震、風水害、噴火など、様々な自然災害の発生が想定される東京において文化財を災害から守るためには、文化財が所有者のみならず、その地域にとって貴重な財産であることを共通認識し、日常のかつ具体的な対策を講じることが重要であり、指定等文化財だけでなく、未指定文化財についても貴重な財産として可能な限り配慮する必要がある。

独立行政法人国立文化財機構文化財防災センターでは、文化財を災害から守るため、以下の3つのミッションを掲げている。

【文化財を災害から守るための3つのミッション】

- ① 被害を出さない（事前の備えをしっかりとしておく）
- ② 被害が出てその度合いを最小限にとどめる（正確な情報の収集、的確な判断、迅速な行動）

③ 重篤な被害が出た場合の救援・支援を効果的に実現する（体制の準備と機能）

※災害が発生しても「被害を出さない」というのが理想であるが現実には多くの文化財に被害が発生する。このため、災害が発生した際に、迅速かつ正確な被害状況の把握を行うとともに、適切な救援・避難活動と保全のための応急処置を実現できるよう、あらかじめ考えておく必要がある。

文化財の防災については、地域の防災対策等も踏まえ、平時から備えることが肝要である。

また、災害発生時の対応とその後の復旧のプロセスにおいて、個々の文化財の特性に応じた適切な措置を講じることで文化財の減災を図り、さらにその経験をフィードバックすることで平時の備えにつなげていくことが重要である（図3）

【各段階における取組】

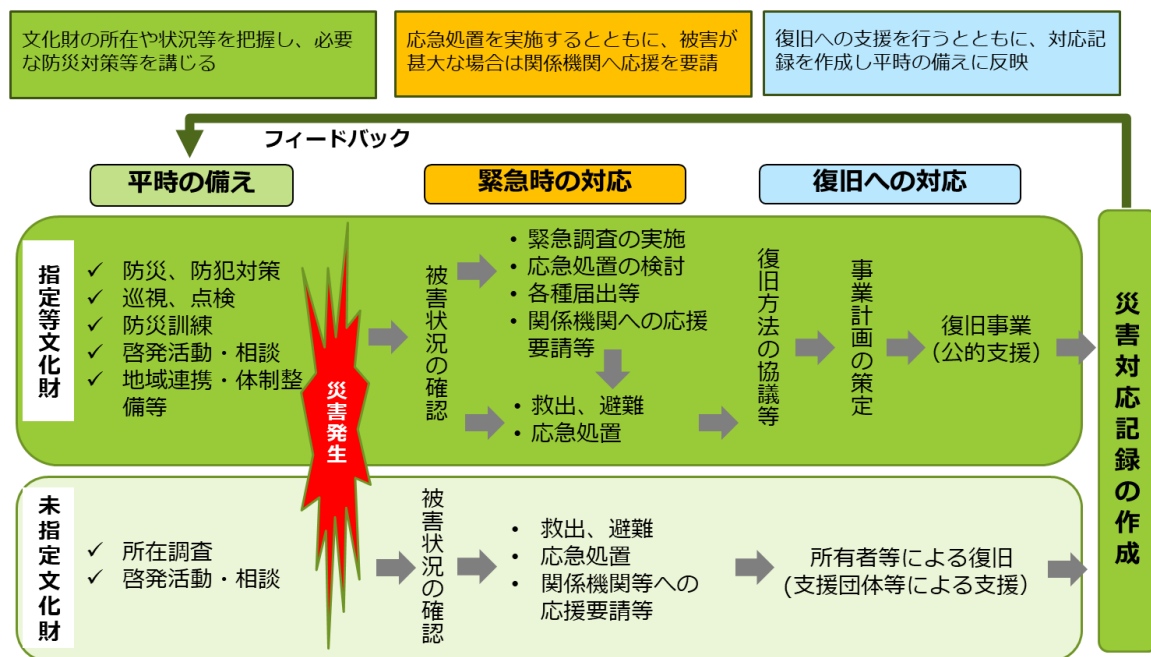


図3 文化財の防災の基本的な考え方

【国のガイドライン】

令和元(2019)年9月に文化庁・消防庁・国土交通省により作成された文化財の防災に関するガイドライン等（令和2(2020)年12月改訂）

- ・ 「国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドライン」
- ・ 「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」

第4 防災対策

1 平時からの備え

平時からの備えを検討するには、指定等文化財と未指定文化財の①保存状況②被災リスク③被災リスクを回避・軽減するための技術的方策などについて整理・把握しておくことが重要である。このため、指定等文化財については、区市町村や所有者が地域計画や保存活用計画を作成する際に、防災計画を十分に調査の上、検討する必要がある。

また、都は、区市町村と連携しつつ都全域の文化財の所在情報の集約を進めるとともに、所有者等が具体的な防災対策を検討する際には、必要に応じて予防措置や技術的方策等について、助言を行っていく。未指定文化財については、区市町村の博物館や大学等の機関などが収蔵するコレクション等も、地域で大切に守り伝えられている貴重な財産であり、区市町村を通じて所有者に対して同様に情報の整理・把握を促していく。

さらに、「文化財防火デー」等の機会を捉え、都は防災対策の必要性について周知し、所有者等に限らず、都民の文化財防災意識の向上に努めていく。

災害時における対応をより効果的かつ円滑に進められるよう都と区市町村文化財主管課等との連携を強化することを目的として、新たに「（仮称）東京文化財緊急ネットワーク」を設置する。加えて、災害時における対応マニュアルを作成し、研修会等を通じて、防災に関する知識や技術の普及に努めていく。

【具体的な取組】

- ・ 東京都文化財総合目録の更新（5年毎）、未指定文化財のリストの更新
- ・ 指定等文化財の文化財保存活用計画作成の推進
- ・ 文化財防火デーの実施
- ・ （仮称）東京文化財緊急ネットワークの設置及び研修
- ・ 文化財に関する災害時対応マニュアルの作成
- ・ 文化財救出活動用装備の備蓄

2 災害発生時の対応

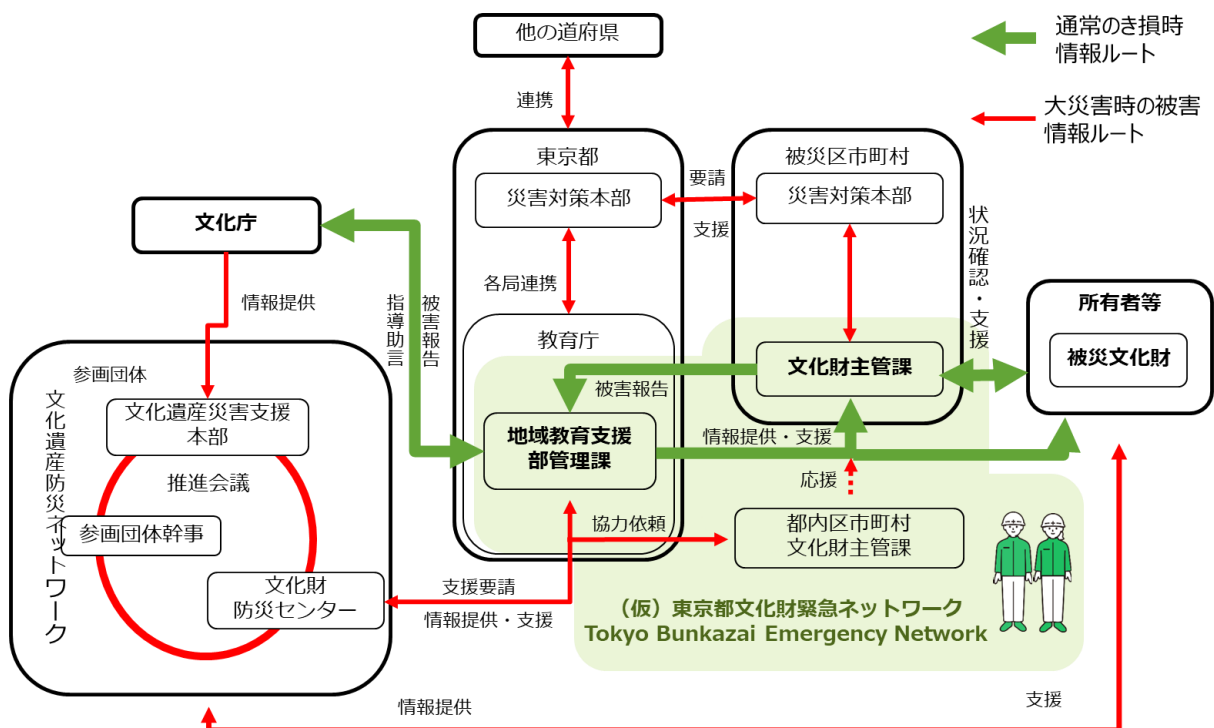
災害発生時には、被災区市町村において所有者と連絡を取り文化財の被災状況を正確に把握する。都教育庁地域教育支援部管理課は、被災区市町村と情報共有しながら、状況に応じた安全確保を促し、迅速に文化財の救出に当たる。また、救出後に行われる復旧作業も視野に入れ、その文化財的価値が損なわれないよう十分に配慮する。

局所的な災害の場合には、被災区市町村と連携して被災状況を把握、救援体制を整え、文化財所有者に対し救出を支援する。また、文化庁に被害報告を行い、指導助言を得る。

大規模災害発生時には、都災害対策本部と連携しながら、速やかに都教育庁地域教育支援部管理課に文化財被害に関する総合的な対応窓口を設置し、被災状況、規模等の情報を一元的に集約する

また、更に広域的で甚大な災害の場合は、都や都内区市町村だけで対応が困難なことが予想されることから、都災害対策本部と連携しつつ、文化庁からの指導助言を得、国の文化財防災センターを通じて文化遺産防災ネットワークへ支援を要請する。支援要請後は、被災区市町村の文化財主管課や文化財防災センターとも情報を共有しながら、応急措置等を講じていく（図4）。

- ・（仮称）東京文化財緊急ネットワークの運営
- ・被害状況の把握・一元化
- ・文化遺産防災ネットワークとの連携
- ・文化財防災センターとの情報共有
- ・被災文化財の救出、応急処置等



9

【文化財防災センターとは】

- ・文化財防災センターは、頻発する各種の災害から文化財をまもり、災害発生時の救援・支援を目的として設置された組織であり、地域内における日常的な文化財の保全活動の推進、それを通じた行政・組織・専門家・住民による連携体制を構築することを促進し、これを基盤として実際の災害発生時の迅速かつ効果的な救出・保全活動を実現しようとするものである。
- ・災害が発生すると、同センターは文化庁及び当該地域の行政機関・専門機関等との情報共有を図り、地域の被害状況を勘案しながら最も効果的な支援活動の実現のための体制を構築する。
- ・同センターの呼びかけにより参集した関係機関は、その専門性に応じ、またその独自の連携体制を駆使して、より効果的な支援活動の実現のため行動を開始する。

3 復旧への対応

被災文化財の復旧に当たっては、その文化財的価値が損なわれないよう十分に配慮するとともに、所有者や区市町村の意向を踏まえ、都は適切な復旧を後押しする必要がある。また、発災から緊急時の対応、復旧までの記録を作成し、日頃の備えに活かしていくことが肝要である。

被災文化財の復旧への対応については所有者等が主体となって取り組むこととなるが、都が指定する文化財の復旧に際しては、東京都文化財保存事業費補助金により財政的、技術的な支援を実施していく。

なお、激甚災害の指定（激甚災害法第2条）を受けた災害の場合は、「東京都文化財保存事業費補助金交付要綱」に基づき、所有者等に対し特別な財政援助を行うことが可能となっている。

また、都は、文化財所有者等及び区市町村が行う災害対応の記録作成を支援し日頃の備えの強化を促すとともに、その情報を集約、他の関係者に共有することでフィードバックを図る。

【具体的な取組】

- ・指定等文化財の修理・復旧事業への支援
- ・発災から緊急時の対応、復旧までの記録の作成への支援と情報共有、フィードバック

第5 防犯対策

文化財の盗難やき損等の人為的な事故から守る防犯対策については、文化財ごとに保存環境や管理状況が異なるため、所有者等が個別に対策を検討することが基本になる。都は、所有者等による文化財保存活用計画の作成に当たって、防犯対策についても適切に作成するよう指導していく。

区市町村においては、文化財を巡視する文化財保護指導員等と緊密に連携するなど、きめ細かな情報を収集することが望ましい。都は区市町村を通じて、文化財の所有者等へ防犯対策の充実を呼びかけるとともに、区市町村向けに研修会を開催するなど、防犯対策の重要性を周知していく。

万が一盗難が発生した際には、区市町村や所有者等と連携し、被害にあった文化財の早期発見につながるよう文化庁や他道府県と情報を共有する。

また、故意に指定等文化財がき損を受けた場合には、その復旧に対して技術的な支援を行っていく。

文化財が盗難やき損等により被災した場合には、文化財の盗難等に至った原因や課題についても整理し、その後の対策に活かしていく。

【具体的な取組】

- ・ 指定等文化財の防犯設備の設置への支援
- ・ 文化財の防犯対策に関する研修会の開催

参考資料 1 東京における主な災害

1 資料に残る東京における主な災害

西暦	和暦	種別	災害名	概要	被害規模（死者数・避難者数・経済損失）	主な参考文献
1614年	慶長19年	地震	慶長地震	東海・近畿中心の大地震、大津波を伴う。江戸でも揺れ	死者数：土佐及び阿波穴喰にて溺死するもの夥し、避難者数：不明、経済損失：房総半島は三十餘町干潟となれり	『日本地震史料 第1巻（上古より元禄六年まで）』文部省震災予防評議会編 2012
1657年	明暦3年	火災	明暦の大火	江戸最大級の火災。江戸城天守焼失	死者数：約6万8千人、避難者数：多数、焼失区域：江戸市街(現在の千代田区と中央区のほぼ全域、文京、台東、新宿、港 江東区のうち千代田区に隣接した地域)の大半焼失	『災害教訓の継承に関する専門調査会報告書 1657 明暦江戸大火』内閣府 平成16年3月
1703年	元禄16年	地震	元禄地震	相模湾震源の大地震、大津波発生、江戸でも被害	死者数：約1万人、避難者数：不明、経済損失：本所、神田、小石川を中心に多くの家屋倒壊、江戸城の石垣、櫓、門も被災	『災害教訓の継承に関する専門調査会報告書 1703元禄地震』内閣府 平成25年3月
1707年	宝永4年	噴火	富士山宝永噴火	火山灰が江戸に降下、農作物等被害甚大	死者数：不明、避難者数：不明、経済損失：降下火砕物による建築物倒壊、農作地の耕作不能化、山林・草地の荒廃、道路の遮断。流出火山灰による用水路・河川の氾濫など、農林業を中心とする生産活動・経済活動に長期かつ広範囲にわたる多大な被害。	『災害教訓の継承に関する専門調査会報告書 1707 富士山宝永噴火』内閣府 平成25年3月
1728年	享保13年	水害	大風雨	大風雨と長雨により目黒川などが氾濫、品川・芝・本所・深川が浸水	死者：8,000人 経済損失：両国橋、新大橋、柳橋など多数の橋が流出	『近世都市<江戸>の水害 災害史から環境史へ』渡辺 浩一 2022
	寛保2年	水害	寛保水害	高潮と河川氾濫により江戸下町広範囲が浸水	死者数：3,000人、避難者数：不明、経済損失：不明	『近世都市<江戸>の水害 災害史から環境史へ』渡辺 浩一 2022
1772年	明和9年	火災	目黒行人坂の大火	江戸市街の大部分が焼失	死者数：1万4,700人、避難者数：多数、経済損失：市街大規模焼失	『目黒行人坂大火の火災被害』『火災62(1)』西田幸夫 2012
1773年	安永2年	疫病	痘瘡	江戸を中心に痘瘡（天然痘）が大流行	死者数：19万人？	『近世都市<江戸>の水害 災害史から環境史へ』渡辺 浩一 2022
1806年	文化3年	火災	車町火事	車町（現高輪二丁目付近）の材木置場から出火 木造密集市街地の典型例	死者数：1200人以上、避難者数：多数 経済損失：消失家屋約12万6千戸	『近世都市<江戸>の水害 災害史から環境史へ』渡辺 浩一 2022
1829年	文政12年	火災	神田佐久間町火事（己丑火事）	江戸後期を代表する最大級の火事。佐久間町（現神田佐久間町付近）の材木小屋から出火	死者数：2800人余、避難者数：多数、経済損失：消失家屋数約37万戸	『近世都市<江戸>の水害 災害史から環境史へ』渡辺 浩一 2022
1855年	安政2年	地震	安政江戸地震	江戸直下型地震、火災併発	死者数：約1万人、大名屋敷266家のうち116家で死者が発生 旗本・御家人の建物被害は全体の推定約80%、町人家屋被害は1万4千余軒	『災害教訓の継承に関する専門調査会報告書 1855 安政江戸地震』内閣府 平成16年3月
1858年	安政5年	疫病	コレラ流行	江戸で疫病蔓延	死者数：2万4千人、避難者数：不明、経済損失：社会混乱	『安政箇方痢流行記概略』（国立公文書館デジタルアーカイブ）
1923年	大正12年	地震	関東大震災	M7.9、土砂災害、津波被害、火災併発、東京・横浜で壊滅的被害	死者数：約10万5千人、避難者数：多数、経済損失：家屋損壊約30万棟、100億円以上	『災害教訓の継承に関する専門調査会報告書 1923 関東大震災』内閣府 平成18年7月
1945年	昭和20年	戦災	東京大空襲	空襲による火災、都市壊滅	死者数：約9万4千人、避難者数：多数、経済損失：18万2千棟焼失 帝都の約4割を灰燼に帰し死傷者甚大、一大修羅場を現出せり	『東京都戦災誌』東京都 1953
1962年	昭和37年	噴火	三宅島噴火	伊豆諸島三宅島で噴火、溶岩流や火山灰 2か月半続く	死者数：なし、避難者数：全島民6,359人のうち3,670人、経済損失：家屋焼失4～5戸、道路・耕地・山林被害	「1962年の三宅島の噴火(I)」『駿震時報』28（別冊）1964 気象庁
1984年2月	昭和59年	雪害	豪雪	関東甲信で大雪、東京で22cmの積雪。首都圏交通混乱	死者数：131人（全国）、負傷者：多数、経済損失：住家前回61棟、半壊128棟	『災害をもちたらしめた気象事例』気象庁 HP
2000年	平成12年	噴火	三宅島噴火	群発地震後に大規模噴火、火山ガスで全島避難	死者数：直接なし（関連死あり）、避難者数：全島避難約3800人、経済損失：数百億円規模	『平成12年(2000年)三宅島噴火災害誌本編』東京都総務局 2022
2011年	平成23年	地震	東日本大震災	都内の最大震度5強、交通麻痺、帰宅困難者多数	死者数：東京都内7人（全国約1万8千人）、避難者数：多数、経済損失：全国約16兆円 建築物全壊、半壊等6,455棟 火災34件	『東日本大震災東京都復興支援総合記録誌』東京都総務局復興支援対策部 平成27年
2013年10月	平成25年	土砂災害	台風第26号伊豆大島土砂災害	大島町元町地区を中心に大規模な土砂崩壊・土石流	死者数：36名、避難者数：約2,300人 被害住居・家屋：約400戸	『大島町復興計画策定委員会資料』大島町 平成26年
2019年	令和元年	台風	台風19号	多摩川氾濫、浸水被害	死者数：東京都内1名（全国約100名）、避難者数：22名、経済損失：家屋全壊、半壊208棟、浸水被害約1500棟	『（第142報）令和元年台風第19号に係る被害状況等について』東京都防災 HP
2020年1月～2023年5月	令和2年～令和5年	疫病	新型コロナウイルス流行	日本でも全国規模で疫病蔓延	死者数7万5千人、感染者数3380万人（全国）、経済損失：GDP減少(48兆円の財政支出)	『新型コロナと日本経済：回顧と展望』経済産業研究所 2023

(1) 国分寺市被災瓦葺等修復事業

その後の修復事業は、平成 19(2007)年から約 10 年間実施された。

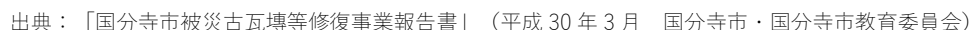


図 4-1 国分寺市被災瓦塼等修復事業

(2) 三宅島噴火に伴う文化財避難

平成 12(2000)年 8 月 18 日に発生した三宅島雄山の大規模噴火に伴い、全島避難となったため、島に残された都指定文化財（4 件）及び村指定文化財（2 件）を救出し島外に避難させるとともに、修理を行い、6 年後に帰島させた。

本事例は、全島民が島外に避難する事態になり、三宅村からの要請により、都は主な都指定及び村指定文化財の避難作業を行った。文化財の避難は、いわゆる被災文化財のレスキューとは異なり、被災するかもしれない文化財の事前の避難作業であり、他に類をみない活動であった。

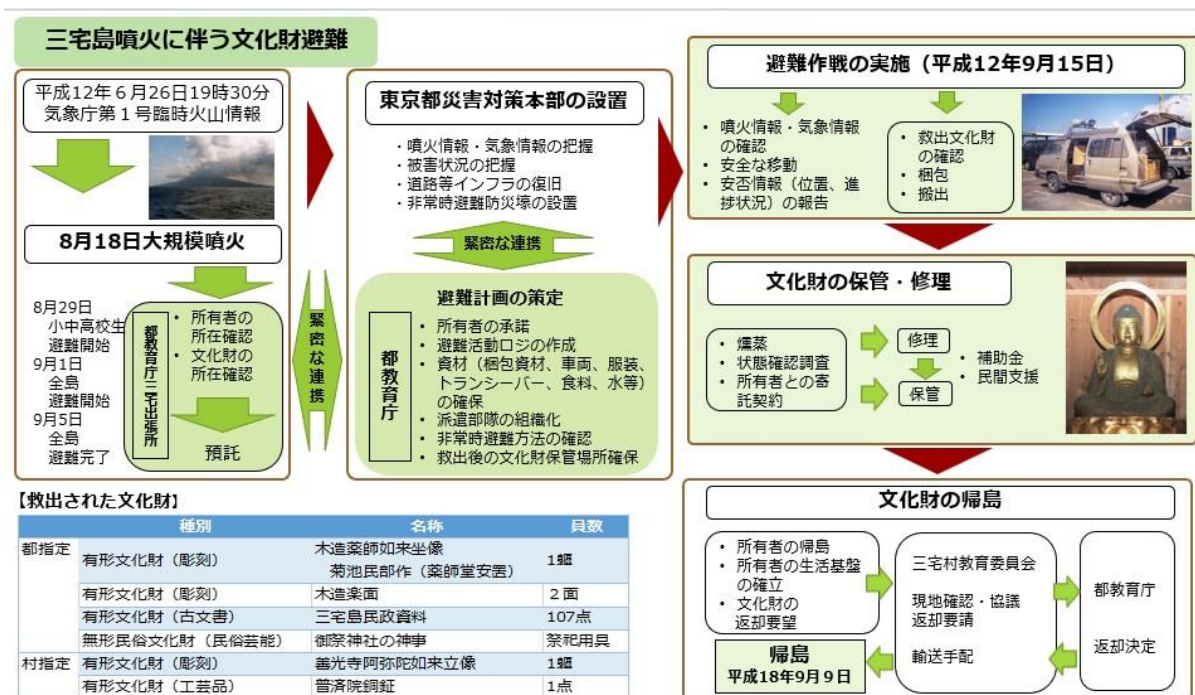


図 4-2 三宅島噴火に伴う文化財の避難

参考資料 2 文化財の防火対策

令和元(2019)年4月、フランス・パリのノートルダム大聖堂で火災が発生、同年10月には沖縄県那覇市の首里城跡において火災が発生した。こうした状況を受け、同年12月に文化庁から通知された「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画等について（通知）」において、防火施設等に関する補助金が創設されることが示された。これを受け、東京消防庁から各消防署に「教育委員会等と連携した防火対策の推進について（通知）」（令和2年1月15日付31予防第982号予防部長）が発出された。

都では、国指定文化財のみならず、都又は区市町村が指定した文化財等の関係者が適切な防火対策を実施できるよう、東京消防庁と連携した指導を推進し、文化財等の保存・活用の安全性の向上を図っていく。

教育委員会等と連携した防火対策の推進について（通知）

31 教地管第 2628 号

令和 2 年 1 月 17 日

区市町村文化財主管課長宛て

東京都教育庁地域教育支援部管理課長通知

このことについて、別紙のとおり東京消防庁予防部長より各消防署長等宛て通知されましたので、お知らせします。

都教育委員会では、昨年4月のノートルダム大聖堂火災を受け、文化庁による重要文化財等の防火対策緊急状況調査に合わせ、都指定文化財の防火対策緊急状況調査を実施したほか、同年9月に文化庁による文化財等の総合的な防火対策の検討及び実施に資することを目的とした防火対策ガイドラインが示されたこと等を踏まえ、東京消防庁と協力、連携を図ってきました。

その後、昨年10月に沖縄県那覇市の首里城跡においても火災が発生し、昨年12月に文化庁から「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画等について（通知）」が示され、新たに補助金が創設される等の施策が通知されたことから、今後、東京消防庁と連携し文化財等に係る総合的かつ計画的な防火対策が重点的に推進されることとなりました。

本件は、国指定文化財のなお一層の防火対策を推進するのみならず、地方公共団体が指定した文化財等の関係者が適切な防火対策を実施できるよう、東京消防庁と連携した指導を推進し、文化財等の保存・活用の安全性の向上を図るものです。

つきましては、本件について御理解いただき、所有者等への周知、指導など、なお一層の御尽力を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

(別紙) 教育委員会等と連携した防火対策の推進について (通知)

31 予防第982号

令和2年1月15日

各部長等及び各消防署長宛て

予防部長通知

このことについて、文化財に指定された防火対象物等に対して、下記のとおり教育委員会等（東京都教育庁、区市町村の文化財主管課をいう。以下同じ。）と連携した防火対策を推進することとしたので、適正な事務の執行に配意願います。

記

1 趣旨

当庁では、昨年4月のノートルダム大聖堂火災を受け、文化財緊急指導通知に基づく緊急防火安全指導を実施したほか、同年9月に文化庁による文化財等の総合的な防火対策の検討及び実施に資することを目的とした防火対策ガイドラインが示されたこと等を踏まえ、教育委員会等協力通知に基づく連携を図ってきました。

その後、昨年10月に沖縄県那覇市の首里城跡においても火災が発生したため、あらためて予防部長通知に基づく緊急防火安全指導を実施したところです。

このような中、昨年12月に文化庁から文化庁通知及び総務省消防庁から別添えの通知が示され、新たに補助金が創設されるなど、今後、教育委員会等において文化財等に係る総合的かつ計画的な防火対策が重点的に推進されることとなりました。

このことから、文化財等に係る防火対策への関心が高まる今般、文化財に指定された防火対象物等の関係者が適切な防火対策を実施できるよう、教育委員会等と連携した指導を推進し、当該防火対象物等の安全性の向上を図るものです。

2 推進要領

(1) 推進対象物

- ア 政令別表第一(17)項に掲げる用途が存する防火対象物
- イ 史跡等に所在する政令別表第一に掲げる防火対象物（復元されたものを含む。）
- ウ 国宝、重要文化財（美術工芸品）を保管する政令別表第一に掲げる防火対象物
- エ アからウまでのほか、火災予防上、署長が必要と認める防火対象物

(2) 推進事項

ア 防火対象物の関係者に対する指導

文化財防火デーに係る行事及び各種相談等の機会を捉え、次の事項を指導してください。

- (ア) カーテン、絨毯、その他の物品（障子紙、襖紙等）について、文化財的価値に支障が生じない範囲で防炎性能を有するものへ変更すること。
- (イ) 自主的に消防用設備等を設置する場合は、事前に消防署へ相談すること。
- (ウ) 電気点検に係る点検表の作成、自衛消防体制の見直し等により消防計画に変更が生じる場合は、消防計画作成（変更）届出書を消防署へ届け出る必要があること。
- (エ) 定期的に実態に合わせた訓練を実施すること。

なお、屋内消火栓設備又は屋外消火栓設備が設置されている場合は、当該設備を活用した実践的な訓練を実施すること。

また、夜間等の対応者が少ない状況下においても、確実に初期消火ができるように訓練を実施すること。

- (オ) 工事、所有者以外の者が主催する催し等において、文化財に指定された防火対象物等を通常と異なる方法で使用する場合は、出火防止、初期消火、避難誘導等の各種防火対策を確認し、所有者等と使用する者とが情報を共有するとともに、当該使用開始前に訓練を実施すること。

イ 教育委員会等への協力

教育委員会等から文化財等への防火対策に係る相談等があった場合は、協力してください。

3 留意事項

- (1) 関係者が文化庁通知別添え 2－1 及び 2－2 の改訂された防火対策ガイドラインに基づき、自主的に消防用設備等を設置する場合は、技術上の基準の例に準じた設置方法を、関係者に対して情報提供してください。

なお、消防用設備等の設置を把握した場合は、参考として平面図等の資料の提出を依頼し、内容の経過を記録したものと合わせて、防火対象物関係資料綴に編てつしてください。

- (2) 別添え、3 の補助金について質問を受けた場合は、区市町村の文化財主管課に問い合わせるよう回答してください。
- (3) 防火対象物の関係者に対する指導に当たっては、必要に応じて予防部長通知別紙のリーフレット（電子掲示板の執務資料（予防部、防火管理課、防火管理指導関係）に掲示）を活用してください。
- (4) 文化庁通知によると、関係者からの相談内容は、消防用設備等の設置、電気火災の防止、自衛消防訓練等の火災予防に係る内容のほか、自主防災組織又は近隣の人々と連携した防災訓練の実施、敷地内の消火栓及び火災時の消防活動の確認等、多岐にわたる可能性があることから、必要に応じて各消防署内で情報共有を図ってください。
- (5) 2、(1)に示す推進対象物のうち、警防要綱第 7、別記 1 4 に基づく特殊消防対象物警防計画を樹立している場合は、本機会を捉えて、計画の内容について再確認を行ってください。

また、新たに樹立する場合は、警防要綱第 5、(4)事務処理手引きに示す、特殊消防対象物警防計画樹立時の留意事項を確認し、適正な資料の作成に配慮願います。

4 その他

- (1) 2、(1)の推進対象物及び 2、(2)、アの推進事項については、東京都教育庁地域教育支援部管理課と協議の上で定めています。
- (2) 消防用設備等の設置に関して、必要に応じて主管課から問い合わせる場合があるので、相談記録等を適切に管理してください。
- (3) 文化庁通知については、電子掲示板の執務資料（予防部、防火管理課、防火管理指導関係）に掲示します。

(4) 都内の史跡等については、東京都文化財情報データベース（東京都教育委員会トップページ、生涯学習・文化財、文化財、都内の文化財情報）及び区市町村のホームページからも調べることができます。

(5) 予防部長通知に基づく緊急防火安全指導の実施結果については、別紙のとおりです。

5 略称

この通知における次の略称は、それぞれ続けて示すものを表しています。

- (1) 文化財緊急指導通知 文化財に係る緊急防火安全指導の実施について（平成31年4月18日31予査第61号予防部長通知）
- (2) 防火対策ガイドライン 世界遺産又は国宝（建造物）及び国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等において整備等が必要となる防火設備等の把握等について（令和元年9月2日元文庁第793号文化庁次長依頼）別添え1及び別添え2
- (3) 教育委員会等協力通知 文化財等の防火対策に係る教育委員会等への協力について（令和元年9月10日31予査第433号予防部長通知）
- (4) 予防部長通知 大規模木造建築物等に係る緊急防火安全指導の実施について（令和元年11月1日31予防第726号予防部長通知）
- (5) 文化庁通知 世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画等について（令和元年12月23日元文庁第1381号文化庁次長通知）
- (6) 政令 消防法施行令（昭和36年政令第37号）
- (7) 史跡等 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定に基づき指定する「史跡、名勝又は天然記念物」（同条第2項の規定に基づき指定する「特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物」を含む。）、第134条第1項の規定に基づき選定する「重要文化的景観」、第144条第1項の規定に基づき選定する「重要伝統的建造物群保存地区」及び第182条第2項の規定に基づき地方公共団体が指定する「史跡、旧跡、名勝又は天然記念物」
- (8) 防火対象物関係資料綴 東京消防庁査察規程（平成14年8月東京消防庁訓令第32号）第17条に規定する防火対象物関係資料綴
- (9) 警防要綱 東京消防庁警防規程事務処理要綱（平成21年3月26日20警警第886号警防部長依命通達）

問合せ先(省略)

分類記号 F40001

参考

○消防法施行令

(昭和三十六年三月二十五日)

(政令第三十七号)

最新改正：同三〇年三月二八日同第六九号

別表第一(第一条の二―第三条、第三条の三、第四条、第四条の二―第四条の三、第六条、
第九条―第十四条、第十九条、第二十一条―第二十九条の三、第三十一条、第三十四条、第三
十四条の二、第三十四条の四―第三十六条関係)

(昭四一政一二七・昭四七政五・昭四七政四一一・昭四九政一八八・昭四九政二五二・昭
五〇政二一五・昭五〇政二九三・昭五〇政三八一・昭五六政六・昭五九政一五・昭五九政
三三五・昭六一政三六九・昭六三政二・昭六三政八九・平九政二九一・平一〇政三五一・
平一〇政三七二・平一一政二六二・平一二政三〇四・平一四政二七四・平一六政一九・平
一八政三二〇・平一九政五五・平一九政一七九・平二〇政二一五・平二三政二九六・平二
四政二六・平二四政二六二・平二五政五・平二五政三一九・平二六政三五七・平二五政八
八(平二六政三五七)・平二六政三〇〇・平二六政三三三・平二七政四二一・平二九政六
三・平三〇政五四・一部改正)

(一)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会場
(二)	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ 遊技場又はダンスホール ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第 百二十二号)第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗(ニ並び に(一)項イ、(四)項、(五)項イ及び(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供 されているものを除く。)その他これに類するものとして総務省令で定める もの ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する 施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総 務省令で定めるもの
(三)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店
(四)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(五)	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの ロ 寄宿舍、下宿又は共同住宅
(六)	イ 次に掲げる防火対象物 (1) 次のいずれにも該当する病院(火災発生時の延焼を抑制するための消火 活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定 めるものを除く。)

- (i) 診療科名中に特定診療科名(内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。(2)(i)において同じ。)を有すること。
- (ii) 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条第二項第四号に規定する療養病床又は同項第五号に規定する一般病床を有すること。
- (2) 次のいずれにも該当する診療所
 - (i) 診療科名中に特定診療科名を有すること。
 - (ii) 四人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
- (3) 病院((1)に掲げるものを除く。)、患者を入院させるための施設を有する診療所((2)に掲げるものを除く。)又は入所施設を有する助産所
- (4) 患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所

ロ 次に掲げる防火対象物

- (1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七条第一項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な要介護者」という。))を主として入居させるものに限る。)、有料老人ホーム(避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。)、介護老人保健施設、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の二第四項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。)、同条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの
- (2) 救護施設
- (3) 乳児院
- (4) 障害児入所施設
- (5) 障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四条第一項に規定する障害者又は同条第二項に規定する障害児であつて、同条第四項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な障害者等」という。))を主として入所させるものに限る。)又は同法第五条第八項に規定する短期入所若しくは同条第十八項に規定する共同生活援助を行う施設(避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ(5)において「短期入所等施設」という。)

ハ 次に掲げる防火対象物

- (1) 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉法第五条の二第三項に規定する老

	人デイサービス事業を行う施設、同条第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(ロ(1)に掲げるものを除く。)その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (2) 更生施設 (3) 助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の三第七項に規定する一時預かり事業又は同条第九項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (4) 児童発達支援センター、児童心理治療施設又は児童福祉法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援若しくは同条第三項に規定する放課後等デイサービスを行う施設(児童発達支援センターを除く。) (5) 身体障害者福祉センター、障害者支援施設(ロ(5)に掲げるものを除く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第七項に規定する生活介護、同条第八項に規定する短期入所、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労選択支援、同条第十四項に規定する就労移行支援、同条第十五項に規定する就労継続支援若しくは同条第十八項に規定する共同生活援助を行う施設(短期入所等施設を除く。) ニ 幼稚園又は特別支援学校
(七)	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの
(八)	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの
(九)	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの ロ イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場
(十)	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場(旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。)
(十一)	神社、寺院、教会その他これらに類するもの
(十二)	イ 工場又は作業場 ロ 映画スタジオ又はテレビスタジオ
(十三)	イ 自動車車庫又は駐車場 ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫
(十四)	倉庫
(十五)	前各項に該当しない事業場
(十六)	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの ロ イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物
(十六の二)	地下街

(十六の三)	建築物の地階((十六の二)項に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの((一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)
(十七)	文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)の規定によつて重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和八年法律第四十三号)の規定によつて重要美術品として認定された建造物
(十八)	延長五十メートル以上のアーケード
(十九)	市町村長の指定する山林
(二十)	総務省令で定める舟車

備考

- 一 二以上の用途に供される防火対象物で第一条の二第二項後段の規定の適用により複合用途防火対象物以外の防火対象物となるものの主たる用途が(一)項から(十五)項までの各項に掲げる防火対象物の用途であるときは、当該防火対象物は、当該各項に掲げる防火対象物とする。
- 二 (一)項から(十六)項までに掲げる用途に供される建築物が(十六の二)項に掲げる防火対象物内に存するときは、これらの建築物は、同項に掲げる防火対象物の部分とみなす。
- 三 (一)項から(十六)項までに掲げる用途に供される建築物又はその部分が(十六の三)項に掲げる防火対象物の部分に該当するものであるときは、これらの建築物又はその部分は、同項に掲げる防火対象物の部分であるほか、(一)項から(十六)項に掲げる防火対象物又はその部分でもあるものとみなす。
- 四 (一)項から(十六)項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が(十七)項に掲げる防火対象物に該当するものであるときは、これらの建築物その他の工作物又はその部分は、同項に掲げる防火対象物であるほか、(一)項から(十六)項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあるものとみなす。

参考

政令別表第 1 に掲げる防火対象物の取扱い（予防事務審査・検査基準より）

項	定義	該当用途例	補足事項
(17) 項	本項の防火対象物は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品の保存に関する法律（昭和 8 年法律第 43	旧江戸城桜田門、増上寺三解脱門、旧加賀屋敷御守殿門（赤門）、湯島神社表鳥居、旧寛永寺五重塔、明治丸、八幡橋、旧宮崎家	1 重要文化財とは、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書その他の有形（無形省略）の文化的所産で、わが国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料のうち重要なもので文部科学大臣が指定したものをいう。

	号)の規定によって重要美術品として認定された建造物をいう。		2 国宝とは、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいなき国民の宝たるものとして文部科学大臣が指定したものをいう。 3 重要有形民俗文化財とは、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家具その他の物件でわが国民の生活の推移のため欠くことのできないものとして文部科学大臣が指定したものをいう。 4 史跡とは、貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で、わが国にとって歴史上又は学術上価値の高いものをいう。 5 重要な文化財とは、重要文化財、重要民俗文化財及び史跡以外の文化財のうち重要なものとして、その所在する地方公共団体が指定したものをいう。 6 本項の防火対象物は、建築物に限られるものではなく、建造物とは土地に定着する工作物一般を指し、建築物、独立した門塀等が含まれるものであること。
--	-------------------------------	--	--